

社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会  
ボランティア・市民活動助成事業募集要綱

制 定	平成 19 年 3 月 30 日
一部改正	平成 20 年 11 月 30 日
〃	平成 22 年 1 月 21 日
〃	平成 22 年 12 月 1 日
〃	令和 元年 12 月 7 日
〃	令和 4 年 2 月 10 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、小樽市を拠点とするボランティア・市民活動団体等の活動を助成することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、社会福祉法人小樽市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(助成対象)

第 3 条 助成対象は、小樽市内でボランティア・市民活動を行っている、又は始めようとしているグループや学校等（以下「団体」という。）とする。ただし、当該年度において、本会が実施する助成事業への重複申請はできない。

(交付申請)

第 4 条 助成を希望する団体は、本会会長に「ボランティア・市民活動助成金申請書（様式第 1 号）」及び次に掲げる添付書類を提出するものとする。

- (1) 団体の活動目的等がわかる書類
- (2) 助成を受けようとする活動の内容がわかる書類
- (3) その他本会が必要と認める書類

(助成額及び対象経費)

第 5 条 助成額は、助成の対象となる経費の100分の80以内とし、1 団体あたり150,000円を上限とする。

2 助成の対象となる経費は、以下に該当しないものとする。

- (1) 団体の運営経費（家賃、光熱水費、修繕費等の維持管理経費）
- (2) 講師謝礼を除く人件費
- (3) 飲食費（食材を扱うイベント等における材料費はこの限りではない）
- (4) 保険料
- (5) 宿泊費
- (6) 雑費
- (7) 予備費
- (8) その他、本会会長が不相当と認めた経費

3 助成総額は、各年度で定める本会の予算の範囲内とする。

(決定等)

**第6条** 申請団体に対する助成額（以下「助成額」という。）は、別に定める審査要領に基づき小樽市ボランティア・市民活動センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）において審査し、意見を本会会長に具申する。

2 本会会長は、運営委員会の具申に基づき、助成額を決定する。

3 助成額等の通知は、「助成金交付決定通知書（様式第2号-1）」又は「助成金不交付決定通知書（様式第2号-2）」により行う。

(公表)

**第7条** 助成を受けた団体は、本会ホームページ等で公表する。

(交付)

**第8条** 助成金は、第6条第3項に規定する通知の後、速やかに交付する。

(活動内容及び助成金の変更等)

**第9条** 第6条の規定により助成金の交付を受けた団体は、申請した活動を変更することにより助成額が減少するとき又は活動を中止しようとするときは、「助成活動変更届（様式第3号）」を本会に提出しなければならない。

2 本会は、前項の場合において、助成額を変更するときは、「助成金交付決定変更通知書（様式第4号）」により申請者に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた団体は、助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

(報告書の提出)

**第10条** 助成を受けた団体は、助成を受けた年度終了後2ヵ月以内に「ボランティア・市民活動助成金活動終了報告書」（様式第5号。以下「報告書」という。）に活動内容がわかる書類（領収証のコピー、写真、実施状況などが掲載された機関誌及び新聞記事のコピー、年度全体の決算書等）を添えて提出するものとする。ただし、前条第3項の規定により、全額を返還した団体についてはこの限りでない。

2 前条第1項の規定により、活動内容等を変更した団体は、その内容について報告しなければならない。

(その他)

**第11条** 助成を受けた団体は、帳簿及び領収証等の書類を整理し、助成を受けた年度終了の日の翌日から1年間保存するものとする。

2 助成金の交付にあたり、交付条件がある場合又は報告書等の提出に関して留意事項がある場合は、別に通知するものとする。

3 必要に応じ本会事務局長が監査を実施し、次の各号に該当するときは、本会会長は、

助成の取消又は返還を求めるものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があることが判明したとき。
  - (2) 正当な理由無しに報告書を所定期限に提出しないとき。
  - (3) 本会に事前の報告なく、助成を受けた活動の中止、大幅な縮小、あるいは所定期間内に完了できなかったとき。
  - (4) その他目的に反する行為があったとき。
- 4 第6条の規定により助成金の交付を受けた団体は、事業実施時に、本助成事業による助成を受けた旨を参加者、利用者等に周知しなければならない。
- 5 その他必要な事項は、本会会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年1月21日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年12月7日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年2月10日から施行する。

社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会  
ボランティア・市民活動助成事業助成審査要領

制 定 平成 22 年 1 月 21 日  
一部改正 平成 22 年 12 月 1 日  
" 令和 2 年 10 月 2 日  
" 令和 4 年 2 月 10 日

(目的)

**第 1 条** この要領は、社会福祉法人小樽市社会福祉協議会ボランティア・市民活動助成事業の審査方法及び審査基準を定めることを目的とする。

(審査の方法)

**第 2 条** 審査は、小樽市ボランティア・市民活動センター運営委員が次の方法により行う。

- (1) 第 1 次審査（書類審査）は、各申請団体から提出された書類により審査する。申請書類において活動の内容が妥当と判断できる場合は、第 2 次審査を行わず、最終審査において、助成額を査定することができる。
- (2) 第 2 次審査（プレゼンテーション）は、第 1 次審査においてプレゼンテーションの実施が必要と判断された場合、代表者 1 名以上の参加により実施する。
- (3) 最終審査は、第 1 次審査及び第 2 次審査の結果を考慮のうえ、各申請団体に対する助成額を査定し、本会会長に具申する。また、助成するにあたり、条件等がある場合は、その旨についても具申する。

(審査の基準)

**第 3 条** 審査は、次の内容を基準として行う。

- (1) 多様化する社会的なニーズや課題に取り組み、地域社会を活性化する活動である。
  - (2) 公益性の高い活動である。
  - (3) 団体所属会員の共益的活動、互助的活動ではない。
  - (4) 活動の主たる目的が政治、宗教、営利を目的とするもの、選挙に関するものではない。
  - (5) 活動計画、活動予算に妥当性がある。
  - (6) 助成金の使途が具体的かつ適正である。
- 2 助成対象としない経費は、小樽市ボランティア・市民活動助成事業募集要綱第 5 条第 2 項に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 1 月 21 日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和 2 年 10 月 2 日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和 4 年 2 月 10 日から施行する。